い管理第９０７号
令和８年３月３１日

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　　様

いなべ市長　日沖　靖

いなべ市手数料条例の一部改正及びいなべ市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱の制定について（通知）

このことについて、いなべ市手数料徴収条例の一部改正条例及び、いなべ市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱が令和８年４月１日から施行されますので通知します。

〒511-0498
いなべ市藤原町阿下喜31番地
いなべ市役所建設部管理課
事務担当：八田
TEL：0594-86-7835
FAX：0594-86-7870

いなべ市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、いなべ市が実施した国土調査の成果及び測量成果について、広く一般の利便に資するため、成果等の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「成果等」とは、法第19条第２項の規定により認証された成果をいう。

２　この要綱において「暫定成果」とは、法第19条第２項の規定による認証を受ける以前の成果をいう。

（成果等の種類）

第３条　写しの交付に供する成果等は、次に掲げるものとする。

(1)　一筆地積測量図

(2)　地籍集成図

(3)　地番別座標一覧表

（成果等の写しの交付）

第４条　前条各号に掲げる成果等の写しの交付を受けようとする者は、いなべ市地籍調査成果等交付申請書（様式第１号）により市長に申請するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る成果等の写しに法第19条第２項の規定により認証された成果等と相違ないことを証明する旨を付記して交付するものとする。

３　市長は、前項の規定による交付に当たっては、いなべ市手数料徴収条例（平成15年いなべ市条例第51号）第２条第１項第58号から第60号までに規定する手数料を徴収するものとする。

４　成果の写しの交付用紙の大きさについては日本産業規格Ａ列４番又はＡ列３番とし、縮尺については一筆地積測量図は１筆がＡ列３番の用紙内に収まる最大とし、地籍集成図については250分の１又は500分の１とする。

（暫定成果の種類）

第５条　写しの交付に供する暫定成果は、次に掲げるものとする。

(1)　一筆地積測量図

(2)　地籍集成図

(3)　地番別座標一覧表

（暫定成果の写しの交付）

第６条　前条各号に掲げる暫定成果の写しの交付を受けようとする者は、いなべ市地籍調査暫定成果（写）交付申出書（様式第２号）により市長に申し出るものとする。

２　暫定成果の写しの交付の申出を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限るものとする。

(1)　その筆の登記名義人又はその相続人

(2)　前号に規定する者からの委任を受けた者

３　市長は、前項の規定にかかわらず、国の機関（裁判所を含む。）又は地方公共団体の機関から公共事業、裁判又は筆界特定制度の用に供するため、暫定成果の交付を求められたときは、これに応じることができるものとする。

４　暫定成果の閲覧に当たっては、手数料の徴収は行わないものとする。

（暫定成果の取扱い）

第７条　交付する暫定成果は、前条第１項の規定による申出のあった時点で測量又は調査が完了しているものに限るものとする。

（暫定成果の写しの交付の利用）

第８条　暫定成果の写しの交付を受ける者又はこれを利用する者は、この成果が暫定であることを理解し、その利用に当たっては十分な確認及び点検を行うものとする。

２　暫定成果の写しの交付を受ける者は、この暫定成果を用いて得た結果により支障又は損害が発生する可能性があることを理解し、万一これらが発生した場合の責は全て交付を受けた者が負うものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

いなべ市長　宛て

いなべ市地籍調査成果等交付申請書

<table>
<tr><td rowspan="2">窓口に
来られた方
（申請者）</td><td colspan="2">住所（法人の場合は事業所の所在）</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名（法人の場合は事業所の名称と来庁者の氏名）</td></tr>
<tr><td>必要な証明等
（該当するものに✓）</td><td colspan="2">☐ 一筆地積測量図
☐ 地籍集成図
☐ 地番別座標一覧表</td></tr>
<tr><td>使用目的
（該当するものに✓）</td><td colspan="2">☐ 不動産調査
☐　登記申請
☐ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ に提出
☐ その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">請求する
土地の所在</td><td>町・大字名</td><td>地　番</td></tr>
<tr><td>町</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>町</td><td></td></tr>
</table>

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

いなべ市長　宛て

いなべ市地籍調査暫定成果（写）交付申出書

（申出者）住　所

氏　名　　印
（又は名称）
連絡先

下記の土地について、いなべ市が保管する地籍調査暫定成果の交付を申し出ます。

なお、交付を受ける成果は暫定のものであることを理解し、その利用に当たっては申出者の責任で境界等の確認及び点検を行い、利用により生じた損害等の責は申出者が負うことに同意します。

記

１　土地所在

いなべ市　　町

２　使用目的

３　添付書類

(1)　所有権を証する書類（登記事項証明書、戸籍謄本等）

(2)　いなべ市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱第６条第２項第２号に掲げる者の場合は委任状

※　申出者は、本人確認書類の提示及びその写しをご提出ください。

＜一筆地積測量図＞
Ａ４またはＡ３用紙に一筆地の図形と座標一覧表を併記した図

＜地籍集成図＞
Ａ４またはＡ３の用紙に複数筆の土地の図形を記載した図

＜地番別座標一覧表＞
Ａ４またはＡ３の用紙に複数筆の土地ごとの座標一覧を記載した表

※　図面の取得を前提として、必要に応じてsimデータを提供いたします。

○いなべ市手数料徴収条例

平成15年12月１日

条例第51号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（種類及び金額）

第２条　手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1)　戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料　１通につき　450円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下この項において「多機能端末機」という。）による場合にあっては、250円）

(2)　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料　証明事項１件につき　350円

(3)　戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料　戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円

(49)　土地その他の被害に関する証明手数料　１件につき　300円

(50)　漂流物、沈没品に関する証明手数料　１件につき　300円

(51)　農業委員会が行う証明手数料　筆数にかかわらず１通につき　300円

(52)　農家台帳の閲覧手数料　１件につき　300円

(53)　農地台帳の閲覧手数料　１件につき　300円

(54)　農地台帳記録事項要約書の交付手数料　１通につき　300円

(55)　文書受理に関する証明手数料　１件につき　300円

(56)　公簿、公文書、図面に関する証明手数料　１件につき　300円

(57)　公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料　１件につき　300円

(58)　地籍調査の一筆地積測量図交付手数料　１筆につき　500円

(59)　地籍調査の地籍集成図交付手数料　１枚につき　500円

(60)　地積調査の地番別座標一覧表交付手数料　１枚につき　500円

２　土地は、１筆ごとに表示した場合には、５筆までを１件とし、６筆以上１筆を増すごとに60円を加える。

３　建物は、１棟ごとに表示した場合には、３棟までを１件とし、４棟以上１棟を増すごとに100円を加える。

４　図面は１枚、文書は１事件につき１件とする。

（計算方法）

第３条　前条に掲げる数種類を一括して１枚の証明書を交付する場合は、各種類ごとに１件とし、２人以上列記して１通の証明書を交付する場合は、１人１種類ごとに１件とし、同一種類２通以上を交付する場合には、１通ごとに１件として手数料を徴収する。

（証明及び閲覧の範囲）

第４条　第２条による証明書の交付又は閲覧照合は、市長が公に示して支障がないと認めるものに限る。

（徴収の時期）

第５条　手数料は、申請のときに徴収する。

（郵送による請求）

第６条　証明書の郵送を請求しようとする者は、手数料と同時に郵送料を前納しなければならない。